

石川県民スポーツ大会優秀監督・選手賞表彰規程

第1条 石川県民スポーツ大会（以下「県スポ」という。）に、白山市代表監督・選手として出場し、優秀な成績を収めた者をこの規程の定めるところにより表彰する。

第2条 表彰は、団体競技及び個人競技において優勝した監督・選手とする。

第3条 白山市スポーツ協会競技団体は、表彰に該当する者があるときは、所定の用紙に必要事項を記載し、定められた日までに白山市スポーツ協会事務局へ報告すること。

第4条 表彰者の決定は、白山市スポーツ協会総務委員会においておこなう。

第5条 表彰は、県スポ夏季大会終了後に行う。

附 則

この規程は、平成17年 7月21日から施行する。

この規程は、平成24年 7月 4日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月22日から施行する。